

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3186号から第3188号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3186号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3187号及び第3188号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和5年2月6日総人第1519号による「(1)令和4年10月26日13:44送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について」及び添付文書(2)令和4年10月26日15:10送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書」及び「(1)令和4年10月26日16:30受信メール「RE:【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書(2)令和4年10月26日17:12送信メール「RE:【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)及び添付文書」(3)令和4年10月28日17:14送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3186号】

- (2) 「令和4年10月27日8:44送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」及び「(1)令和4年10月27日8:44送信メール「【事務連絡】【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」(2)令和4年10月27日9:29受信メール「RE:【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3187号】

- (3) 「令和4年10月26日8:54送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」、「令和4年10月26日14:25送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について(修正版)」及び添付文書」及び「令和4年10月26日15:24受信メール「RE:【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3188号】

2 諮問までの経過等

諮問 番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3186	令和5年1月23日	令和5年2月6日	令和5年3月22日	令和5年4月21日	個人	市長
3187	令和5年1月23日	令和5年2月6日	令和5年3月22日	令和5年4月21日	個人	教育委員会
3188	令和5年1月23日	令和5年2月7日	令和5年3月22日	令和5年4月21日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3186	「(1)令和4年10月26日13:44送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について」及び添付文書(2)令和4年10月26日15:10送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書」及び「(1)令和4年10月26日16:30受信メール「RE:【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書(2)令和4年10月26日17:12送信メール「RE:【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)及び添付文書」(3)令和4年10月28日17:14送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書」の保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)	一部開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第22条第7号柱書及び同号エに該当 ・職員個人のメールアドレス (日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため) ・人事考課書のうち担当業務の難易度、経験年数上の位置、健康状態等、配慮事項、性格特徴、一次考課者・一次調整者・二次調整者の考課結果、総合評価及び特記事項(以下「人事考課書記載事項」という。) (本人への開示時に公開及び周知されている内容以上のことを開示することにより、評価者が適切な評価を行えなくなる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため) ・「「支障行動のある職員への対応に関する要綱」取扱(以下「要綱取扱」という。)のうち支障行動のある職員の判断、要綱の運用、手続の流れ (「支障行動のある職員への対応に関する要綱(平成17年10月19日制定。以下「要綱」という。)	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		過程や手続等が示されており、開示することにより、職員が自己に不利益を及ぼす行動を意図的に避ける等することで、実施機関の適正な判断に支障を来し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)	
3187	「令和4年10月27日8:44送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」及び「(1)令和4年10月27日8:44送信メール「【事務連絡】【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」(2)令和4年10月27日9:29受信メール「RE:【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」」の保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)	一部開示 旧条例第22条第7号柱書に該当 ・職員個人及び業務メールアドレス (日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等を使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)	原処分妥当
3188	「令和4年10月26日8:54送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」、「令和4年10月26日14:25送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について(修正版)」及び添付文書」及び「令和4年10月26日15:24受信メール「RE:【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」の保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)	一部開示 旧条例第22条第7号柱書に該当 ・職員の氏名及び役職 (職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため) ・職員との面談記録 (正確な情報が収集できなくなるおそれがあり、適切な判断を下せなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため) ・審査請求人に係る評価及び所見 (職場内における職員と上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3186	《答申に当たっての適用条例について》 横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

答申 番号	判断の要旨
3186	《支障行動のある職員への対応に係る事務について》 横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、要綱に基づき、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（以下「支障行動」という。）のある職員のうち、日常的な職場指導によっても支障行動の改善が見込まれず、個別に指導（以下「個別指導」という。）その他の措置を必要とする職員への対応を実施している。 要綱の対象となる職員（以下「対象職員」という。）に該当するか否かの判断は、所属課長等が記録した行動記録等による職員の勤務状況等を踏まえ、当該職員が所属する区局の長及び総務局長との協議により行い、個別指導を行うことが適当と認められる場合には、これを実施する旨を対象職員に告知する。当該対象職員が所属する区局の長は、個別指導の実施に当たり個別指導責任者及び個別指導記録作成者を選任し、その開始から一定期間経過後に、支障行動の原因を確認しなければならない。 《本件保有個人情報について》 本件保有個人情報は、審査請求人が行った別件開示請求に対する一部開示決定をするに当たり、関係課で行われた協議に係るメール及びその添付文書であり、添付文書は、当該別件開示請求の対象となった審査請求人の人事考課書、要綱取扱等から成る。 《旧条例第22条第7号の該当性について》 ア 職員個人のメールアドレス 実施機関は、職員個人のメールアドレスについて非開示としており、この点について実施機関に確認したところ、職員個人のメールアドレスは、日常の事務において、市役所内部の関係者や外部の関係者など限られた者との連絡に使用されており、一般に公表されていないとのことであった。 そのため、開示することにより、予期しないメールへの対応に時間を割かれる等して、そのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当する。 イ 人事考課書記載事項 人事考課書記載事項については、審査請求人についての評価、印象、率直な意見等が記載されている。 これらが開示されると、評価者が、審査請求人から批判、反発、苦情、非難等を受けることを懸念し、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態が生じかねない。 したがって、評価者が適切な評価を行えなくなる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、人事考課書記載事項は、本号エに該当する。 ウ 要綱取扱のうち、支障行動のある職員の判断、要綱の運用及び手続の流れ 当審査会において、本件保有個人情報を見分したところ、支障行動のある職員を対象職員として、要綱の対象とするか否かの判断過程や手続等が記載されている。 これらが開示されると、対象職員として要綱の対象に付される行動の例を把握できてしまい、対象職員として要綱の対象に付されないようにするべく、自己に不利益を及ぼす行動を意図的に避ける等、適正な判断に支障を来し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、要綱取扱のうち、支障行動のある職員の判断、要綱の運用及び手続の流れは、本号エに該当する。
3187	《答申に当たっての適用条例について》 ※答申第3186号と同旨のため省略します。 《一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について》 ※答申第3186号と同旨のため省略します。

答申 番号	判断の要旨
3187	動を意図的に避ける等、適正な判断に支障を来し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、要綱取扱のうち、支障行動のある職員の判断、要綱の運用及び手続の流れは、本号エに該当する。
3188	《答申に当たっての適用条例について》 ※答申第3186号と同旨のため省略します。 《支障行動のある職員への対応に係る事務について》 ※答申第3186号と同旨のため省略します。 《本件保有個人情報について》 本件保有個人情報は、審査請求人が行った別件開示請求に対する一部開示決定をするに当たり、関係課で行われた協議に係るメール及びその添付文書であり、添付文書は、個人情報一部開示決定通知書の案、職員対応記録、職員との面談メモ等から成る。 《旧条例第22条第7号の該当性について》 ア 職員個人のメールアドレス及び業務メールアドレス 実施機関は、これらのメールアドレスについて非開示としており、この点について実施機関に確認したところ、これらのメールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、一般に公表されていないとのことであった。 そのため、開示することにより、予期しないメールへの対応に時間や人員を割かれる等して、これらのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。 イ 職員の氏名及び役職 実施機関に確認したところ、職員の氏名及び役職は、審査請求人に個別指導が必要あるか否かを判断するため、面談を受けた審査請求人以外の職員の氏名及び役職であること、誰が面談に応じたかが分かることによって職場の人間関係に影響が生じ得ることからすれば、開示することにより、職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。 したがって、職員の氏名及び役職は、本号柱書に該当する。 ウ 職員との面談記録 職員との面談記録は、個別指導責任者及び個別指導記録作成者が、当該職員（審査請求人）について収集した情報を記載しており、開示することにより、反発、苦情、非難等を受けまいよう、当たり障りのない範囲で情報を収集する等、正確な情報が収集できなくなり、適切な判断を下せなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。 したがって、職員との面談記録は、本号柱書に該当する。 エ 審査請求人に係る評価及び所見 審査請求人者に係る評価及び所見については、開示することにより、上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。 したがって、審査請求人に係る評価及び所見は、本号柱書に該当する。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからウまで省略）

- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
（オ省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

（第2項省略）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881